明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。ただし、別紙第四号の十二書式の改正規定は、令和三年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

備考

1　用紙寸法は、各片ともおおむね縦11cm、横21cmとする。

2　各片は左側をのり付けその他の方法により接続するものとする。

3　各片に共通する事項（あらかじめ印刷する事項を除く。）は、複写により記入するものとする。

4　取扱庁番号欄は、日本銀行国庫金取扱規程第86条の２又は歳入徴収官事務規程等の一部を改正する省令（昭和40年大蔵省令第67号）附則第４項の規定により日本銀行から通知を受けた歳入徴収官ごとの取扱庁番号を付するものとする。

5　年度、金額その他の数字（あらかじめ印刷するものは除く。）は、アラビア数字で明りょうに記入すること。

6　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

備考

1　用紙寸法は、各片ともおおむね縦11cm、横21cmとする。

2　各片は左側をのり付けその他の方法により接続するものとする。

3　各片に共通する事項（あらかじめ印刷する事項を除く。）は、複写により記入するものとする。

4　取扱庁番号欄は、日本銀行国庫金取扱規程第86条の２又は歳入徴収官事務規程等の一部を改正する省令（昭和40年大蔵省令第67号）附則第４項の規定により日本銀行から通知を受けた歳入徴収官ごとの取扱庁番号を付するものとする。

5　年度、金額その他の数字（あらかじめ印刷するものは除く。）は、アラビア数字で明りょうに記入すること。

6　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。